

薬事行政における国の責任放棄につながる「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案」に強く反対する決議

小泉内閣は今国会に「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案」(以下「法案」)を提出し、極めて短期間の審議で採決し成立させようとしている。この法案は、医薬品等の研究振興、承認審査、安全性監視、被害者救済の業務を全て一括して非公務員型の独立行政法人に委ねようとするものである。そもそも、独立行政法人なるものは、「国が自ら主体となって直接に実施することが必要でないもの」(通則法第2条)を行わせるために作られたものであり、かかる位置づけの下に、前記のような薬事行政の中核的な業務を民間機関に委ねることは、サリドマイド、スモン、薬害エイズ、そして薬害ヤコブの和解確認書において、被害者のみならず国民全体に約束した国の薬害防止の責任を事実上放棄する暴挙と言わざるを得ない。このような法案が成立すれば、医薬品の有効性・安全性の確保という国民の生命と健康を大きく左右する業務における中立性が損なわれ、「企業関係者による、企業のための薬事行政」に変質させられる恐れがある。このような危険性のある法案に対し、全国の薬害被害者たちが強く反対しているのは当然である。古くは南光病院人体実験事件やサリドマイド・スモン、新しくは薬害エイズや薬害ヤコブなど、連綿と引き起こされてきた薬害問題の解明をその都度行い、国と企業の加害責任を被害者とともに追及して闘ってきた私達は、このような法案の成立に強く反対し、薬害被害者への償いと副作用被害者救済、医薬品の安全性確保、薬害根絶のため、国の公的責任を強化することを求め、ここに決議する。

2002年11月23日新医協第55回総会